

(別紙)

新旧対照表

新	旧
<p>地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 市川三郷町「自然と調和のとれたまち」清流再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 山梨県西八代郡市川三郷町</p> <p>3. 地域再生計画の区域 山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(六郷地区)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 平成17年10月1日に三珠町、市川大門町及び六郷町が合併し誕生した市川三郷町は、山梨県甲府盆地の南西に位置し、芦川・笛吹川・富士川が流れ、水と緑にあふれ、肥沃な土壌を活かした農業、和紙・花火・印章等の伝統産業をはじめ、文化的な資源にもあふれた地域で、人口18,674人(平成17年10月1日現在)、面積75.07km<sup>2</sup>の町である。 六郷地区はその南部に位置し、人口3,908人(平成17年10月1日現在)、総面積13.28km<sup>2</sup>で、東部に標高500m前後の山岳、東部から南部にかけて300m前後の丘陵性山地、西部に300m前後の山岳が連なっている。平地は南西部の富士川沿いにわずかに存在し、全体的には平均標高240mの谷盆地的な地形である。 また、町内を流れる河川は、北方に源を発する山田川をはじめ、東部を流れる葛籠沢川と宮原川が合流し、さらに三沢川と合わさり富士川に</p>	<p>地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 市川三郷町「自然と調和のとれたまち」清流再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 山梨県西八代郡市川三郷町</p> <p>3. 地域再生計画の区域 山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(旧六郷町の全域)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 平成17年10月1日に三珠町、市川大門町及び六郷町が合併し誕生した市川三郷町は、山梨県甲府盆地の南西に位置し、芦川・笛吹川・富士川が流れ、水と緑にあふれ、肥沃な土壌を活かした農業、和紙・花火・印章等の伝統産業をはじめ、文化的な資源にもあふれた地域で、人口18,674人(平成17年10月1日現在)、面積75.07km<sup>2</sup>の町である。 旧六郷町の区域はその南部に位置し、人口3,908人(平成17年10月1日現在)、総面積13.28km<sup>2</sup>である。町の東部には標高500m前後の山岳に囲まれ、東部から南部にかけては300m前後の丘陵性山地からなり、西部は300m前後の山岳が連なっている。平地は南西部の富士川沿いにわずかに存在し、全体的には平均標高240mの谷盆地的な地形である。 また、町内を流れる河川は、北方に源を発する山田川をはじめ、東部</p>

新	旧
<p>注いでいる。</p> <p>これら河川の源は、山岳地を発していることから、数十年前までは水質も良好であり、きれいな水辺の環境を保持していた。</p> <p>しかし、近年の開発や都市化、生活様式の多様化により、未処理の生活雑排水が流入するようになった。このため次第に水質の悪化が目立つようになり、水辺環境の保全が難しくなっている。</p> <p>このような状況から、生活環境の向上と環境保全を目的として下水道事業に着手し、平成3年に宮原地区(約17ha)を対象とした農業集落排水施設が完成し、宮原処理場で処理された処理水は葛籠沢川に放流されている。<u>供用開始当時は、宮原地区住民の生活雑排水処理を行うことにより、周辺地域及び下流域への生活環境の改善等に寄与してきた。</u>また、特定環境保全公共下水道事業も平成4年から事業に着手し、49haの認可を取得した後、平成10年には95haの全体計画区域の認可を取得し、現在も鋭意下水道事業を行っている。この結果、公共下水道の終末処理場は、平成11年7月に稼働を開始し、処理水は富士川に放流されており、現在までに約69.2%の汚水処理人口普及率(平成16年度末)に達している。</p> <p><u>農業集落排水及び下水道整備の効果により、平成3年以降、町内の河川の水質は徐々に改善されたが、先に整備を行った農業集落排水処理施設は、施設の老朽化による補修費用負担の増加および、機器の処理能力の低下による悪臭被害のほか、放流水の悪化により下流域の水田等への生産被害の発生も懸念されており、従来の水辺環境を復活させるためには、更なる水質の改善を図ることが急務と考える。そのため、農業集落排水処理施設の既設の管渠を特定環境保全公共下水道へ接続し、十分な処理能力を有する「六郷浄化センター」で汚水の一括処理を行い、清流の復活に取り組んでいくこととする。</u>さらに、従来生息していた動植物を河川に取り戻し、蛍や川魚などを観察する環境学習の実施や、「水に親</p>	<p>を流れる葛籠沢川と宮原川が合流し、さらに三沢川と合わさり富士川に注いでいる。</p> <p>これら河川の源は、山岳地を発していることから、数十年前までは水質も良好であり、きれいな水辺の環境を保持していた。しかし、近年の開発や都市化、生活様式の多様化により、未処理の生活雑排水が流入するようになった。このため次第に水質の悪化が目立つようになり、水辺環境の保全が難しくなっている。</p> <p>このような状況から、生活環境の向上と環境保全を目的として下水道事業に着手し、平成4年に宮原地区(約17ha)を対象とした農業集落排水施設が完成し、宮原処理場で処理された処理水は葛籠沢川に放流されている。また、特定環境保全公共下水道事業も平成4年から事業に着手し、49haの認可を取得した後、平成10年には95haの全体計画区域の認可を取得し、現在も鋭意下水道事業を行っている。この結果、公共下水道の終末処理場は、平成11年7月に稼働を開始し、処理水は富士川に放流されており、現在までに約62.9%の汚水処理人口普及率(平成15年度末)に達している。</p> <p>下水道整備の効果により、平成11年以降、町内の河川の水質は徐々に改善されて来ているが、従来の水辺環境を復活させるためには、更なる水質の改善を図ることが急務と考える。</p> <p>このためには、汚水処理施設を一層整備促進し、清流の復活を促進することが肝要である。そして今後は、従来生息していた動植物を河川に取り戻し、蛍や川魚などを観察する環境学習の実施や、「水に親しめる憩いの場」としての河川公園の整備などを図り、潤いのある快適なまちづくりを目指す。</p> <p>また、この貴重な自然環境を生かし、河川を利用し行われる「楠南地区灯籠流し」「富士川川下り」といった各種イベントの支援を行い、参加者や観光客を招き活力のあるまちづくりに繋げる。</p>

新	旧
<p>しめる憩いの場」としての河川公園の整備などを図り、潤いのある快適なまちづくりを目指す。</p> <p><u>機能を停止することとなる「宮原処理場」については、跡地に農村公園のほか防災対策の遅れが懸念されていた当該施設周辺の安全・安心な生活環境を実現するための防災備蓄倉庫、防火水槽を併設した地域交流の拠点となる多目的農村広場としてのリニューアルを図る。なお、「宮原処理場」は、多額の地方債を充当して整備したものであるため、本計画に基づく支援措置を活用して、地方債繰上償還免除を受けようとするものである。</u></p> <p>また、この貴重な自然環境を生かし、河川を利用し行われる「楠南地区灯籠流し」「富士川川下り」といった各種イベントの支援を行い、参加者や観光客を招き活力のあるまちづくりに繋げる。</p> <p><b>【数値目標】</b>  <u>汚水処理人口普及率を69.2%から78%に向上させる。</u>  <u>防災訓練の実施（年4回）宮原地区住民約80名参加</u></p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5.1 全体の概要</p> <p><u>平成16年度末における六郷地区の汚水処理人口普及率は69.2%であり、全国平均値68.1%を上回っており、さらなる普及を推進するため、未供用となっている地区への重点的投資により汚水処理施設の早期の供用を進め、生活環境の向上と環境の保全を図る。</u></p> <p><u>また、農業集落排水区域を特定環境保全公共下水道区域へ編入し、「六郷浄化センター」で汚水を一括処理する。「宮原処理場」については、多目的農村広場として、地域住民はもとより周辺の水田等で農作業に従事する農業者など、広く町民を対象に福祉の向上、安全・安</u></p>	<p><b>【数値目標】</b>  汚水処理人口普及率を62.9%から78%に向上させる。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5.1 全体の概要</p> <p>平成15年度末における旧六郷町の汚水処理人口普及率は62.9%であり、全国平均値66.7%を下回っている。このような状況を改善するため、未供用となっている地区への重点的投資により汚水処理施設の早期の供用を進め、生活環境の向上と環境の保全を図る。</p> <p>また併せて河川公園等の整備、環境学習の実施、河川で行われるイベントの支援等を積極的に推進する。</p>

新	旧
<p><u>心な生活環境の推進等を目的とする施設に転用する。機能を停止する「宮原処理場」は、農林水産省の補助金及び多額の地方債を充当して整備を行ったことから、本計画を策定し「農林水産関係補助対象施設の有効活用」及び「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」の支援措置を受けるものである。併せて、河川公園等の整備、環境学習の実施、河川で行われるイベントの支援等を積極的に推進する。</u></p> <p>5 2法第4章の特別の措置を適用して行う事業  <u>污水处理施設整備交付金事業【A3002】</u>  事業箇所等は別添整備箇所を示した図面による。  「事業主体」  市川三郷町  「施設の種類」  公共下水道及び浄化槽  （公共下水道事業認可の経過）  当初 平成4年12月11日 山梨県指令下水第12-9号  変更1 平成10年8月21日 山梨県指令下水第7-49号  変更2 平成12年9月19日 山梨県指令下水3第8-18号  「事業区域」  ・公共下水道 葛籠沢、宮原地区（平成12年9月19日認可）  ・浄化槽 公共下水道及び農業集落排水を除く地区  「事業期間」  ・公共下水道 平成17年度～平成20年度まで(4ヶ年)  ・浄化槽 平成17年度～平成20年度まで(4ヶ年)  「整備量」  ・公共下水道(葛籠沢・宮原地区) 75～150mm L=4,530m  ・浄化槽 50基</p>	<p>5 2法第4章の特別の措置を適用して行う事業  【污水处理施設整備交付金事業】  事業箇所等は別添整備箇所を示した図面による。  「事業主体」  市川三郷町  「施設の種類」  公共下水道及び浄化槽  （公共下水道事業認可の経過）  当初 平成4年12月11日 山梨県指令下水第12-9号  変更1 平成10年8月21日 山梨県指令下水第7-49号  変更2 平成12年9月19日 山梨県指令下水3第8-18号  「事業区域」  ・公共下水道 葛籠沢、宮原地区（平成12年9月19日認可）  ・浄化槽 公共下水道及び農業集落排水を除く地区  「事業期間」  ・公共下水道 平成17年度～平成20年度まで(4ヶ年)  ・浄化槽 平成17年度～平成20年度まで(4ヶ年)  「整備量」  ・公共下水道(葛籠沢・宮原地区) 75～150mm L=4,530m  ・浄化槽 50基</p>

新	旧
<p>「事業費」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道(葛籠沢・宮原地区) 事業費 292,000 千円 (うち、交付金 146,000 千円) 単独事業費 102,000 千円</li> <li>・ 浄化槽(個人設置型) 事業費 20,550 千円 (うち、交付金 6,850 千円)</li> <li>・ 合計 312,550 千円 (うち、交付金 152,850 千円) 単独事業費 102,000 千円</li> </ul>	<p>「事業費」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道(葛籠沢・宮原地区) 事業費 292,000 千円 (うち、交付金 146,000 千円) 単独事業費 102,000 千円</li> <li>・ 浄化槽(個人設置型) 事業費 20,550 千円 (うち、交付金 6,850 千円)</li> <li>・ 合計 312,550 千円 (うち、交付金 152,850 千円) 単独事業費 102,000 千円</li> </ul>
<p><u>農林水産関係補助対象施設の有効活用 【A1001】</u></p>	
<p><u>(1) 事業主体</u></p>	
<p>市川三郷町</p>	
<p><u>(2) 施設の種類</u></p>	
<p>多目的農村広場</p>	
<p>(農村公園、災害避難場所、防災備蓄倉庫、防火水槽)</p>	
<p><u>(3) 事業期間</u></p>	
<p>地域再生計画認定後</p>	
<p><u>農業集落排水処理施設の転用</u></p>	
<p>平成18年度～平成19年度(2ヶ年)</p>	
<p><u>(4) 事業内容</u></p>	
<p>農業集落排水処理施設の既設の管渠を特定環境保全公共下水道へ接続し、十分な処理能力を有する「六郷浄化センター」で汚水を一括処理する。</p>	
<p>当該施設周辺は本区域の中でも特に耕作が盛んな地域である。耕作者や宮原地区の住民より、農作業従事者が休憩でき地域住民の憩いの場となる公園等の設置が強く求められていた。町当局も</p>	

新

地域住民の要望に応えると共に当該施設周辺の防災対策の遅れを解消すべく、公園機能を有した防災備蓄倉庫及び防火水槽の整備用地の確保を当該施設の周辺で検討していたところ、機能停止を検討していた「宮原処理場」の利活用案が浮上した。

計画では、跡地に農村公園のほか防災対策の遅れが懸念されていた当該施設周辺の安全・安心な生活環境を実現するための防災備蓄倉庫、防火水槽を併設し、施設を有効に活用した地域再生への寄与、限りある町土と施設の有効利用・行財政効率の向上が図られる地域交流の拠点となるべく多目的農村広場に生まれ変わるものである。

5 3 その他の事業

5 3 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み  
公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除 【C0401】

(1) 当該支援措置を受けようとする者

市川三郷町

(2) 繰り上げ償還を不要とする地方債の資金区分等

借入れ証書記号番号 第63005号

借 入 先 資金運用部

貸 付 年 月 日 平成1年5月10日

最 終 償 還 日 平成31年3月25日

事 業 名 宮原農業集落排水事業

(終末処理場分)

施 設 名 宮原処理区農業集落排水処理施設

当 初 貸 付 額 3,800,000円

貸 付 現 在 額 2,523,425円(H18.4.1現在)

旧

5 3 その他の事業

新	旧
<p>借入れ証書記号番号 H01-140-0564-1</p> <p>借入先 公営企業金融公庫</p> <p>貸付年月日 平成1年5月10日</p> <p>最終償還日 平成29年3月20日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p> <p style="text-align: right;">(終末処理場分)</p> <p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 2,000,000円</p> <p>貸付現在額 1,232,201円(H18.4.1現在)</p>	
<p>借入れ証書記号番号 第01005号</p> <p>借入先 資金運用部</p> <p>貸付年月日 平成2年4月26日</p> <p>最終償還日 平成32年3月25日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p> <p style="text-align: right;">(終末処理場分)</p> <p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 15,700,000円</p> <p>貸付現在額 11,526,610円</p> <p style="text-align: right;">(H18.4.1現在)</p>	
<p>借入れ証書記号番号 H02-140-1031-1</p> <p>借入先 公営企業金融公庫</p> <p>貸付年月日 平成2年4月27日</p> <p>最終償還日 平成30年3月20日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p> <p style="text-align: right;">(終末処理場分)</p>	

新	旧
<p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 8,400,000円</p> <p>貸付現在額 5,802,951円( H18.4.1現在)</p>	
<p>借入れ証書記号番号 第02007号</p> <p>借入先 資金運用部</p> <p>貸付年月日 平成3年5月27日</p> <p>最終償還日 平成33年3月25日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p>	
<p>(終末処理場分)</p>	
<p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 13,200,000円</p> <p>貸付現在額 10,234,823円</p>	
<p>( H18.4.1現在)</p>	
<p>借入れ証書記号番号 H03-140-0859-1</p> <p>借入先 公営企業金融公庫</p> <p>貸付年月日 平成3年5月13日</p> <p>最終償還日 平成31年3月20日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p>	
<p>(終末処理場分)</p>	
<p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 7,300,000円</p> <p>貸付現在額 5,383,171円( H18.4.1現在)</p>	
<p>( H18.4.1現在)</p>	
<p>借入れ証書記号番号 第09020号</p> <p>借入先 資金運用部</p>	



新	旧
<p>貸付年月日 平成10年4月20日</p> <p>最終償還日 平成40年3月25日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p> <p style="text-align: right;">(終末処理場分)</p> <p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 6,600,000円</p> <p>貸付現在額 5,970,132円(H18.4.1現在)</p>	
<p>借入れ証書記号番号 H10-140-0414-1</p> <p>借入先 公営企業金融公庫</p> <p>貸付年月日 平成10年4月20日</p> <p>最終償還日 平成38年3月20日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p> <p style="text-align: right;">(終末処理場分)</p> <p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 3,500,000円</p> <p>貸付現在額 3,133,025円(H18.4.1現在)</p>	
<p>借入れ証書記号番号 第09022号</p> <p>借入先 資金運用部</p> <p>貸付年月日 平成10年4月20日</p> <p>最終償還日 平成40年3月25日</p> <p>事業名 宮原農業集落排水事業</p> <p style="text-align: right;">(終末処理場分)</p> <p>施設名 宮原処理区農業集落排水処理施設</p> <p>当初貸付額 1,500,000円</p> <p>貸付現在額 493,347円(H18.4.1現在)</p>	

新

旧

(3) 当該支援措置を受けて実施しようとする取り組みの内容

農業集落排水処理施設周辺は本地区の中でも特に耕作が盛んな地域である。耕作者や宮原地区の住民から、農作業従事者が休憩でき地域住民の憩いの場となる公園等の設置が強く求められていた。町当局も地域住民の要望に応えると共に当該施設周辺の防災対策の遅れを解消すべく、公園機能を有した防災備蓄倉庫及び防火水槽の整備用地の確保を当該施設の周辺で検討していたところ、機能停止を検討していた「宮原処理場」の利活用案が浮上した。

計画では、跡地に農村公園のほか防災対策の遅れが懸念されていた当該施設周辺の安全・安心な生活環境を実現するための防災備蓄倉庫、防火水槽を新たに整備することとした。

このようなことから、「宮原処理場」については、多額の地方債を充当して整備したものであるため、C0401の支援措置を活用して、その繰上償還免除を受けようとするものである。

上記のとおり、安全・安心な生活環境の実現、地域住民の活性化に寄与するものと期待しているところである。

(4) 支援措置に係る必要な手続き

貸し手である資金運用部に対して「財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書」、公営企業金融公庫に対して「財産処分に係る繰上償還の免除(申請)」を提出することとしている。

新	旧
<p data-bbox="248 180 1115 360">河川改修や河川公園の整備を進め、水に親しめる環境を整備すると共に、河川愛護活動や自然観察などの屋外学習を推進する。また、河川を利用し行われる「川下り」などのイベントや「灯籠流し」などの伝統行事を積極的に支援し、地域の活性化を図る。</p> <p data-bbox="136 469 309 501">6．計画期間</p> <p data-bbox="219 517 539 549">平成17年度～20年度</p> <p data-bbox="136 660 719 692">7．目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <p data-bbox="219 708 1115 839">計画終了後に4の地域再生計画の目標に示す数値目標に照らし状況を調査し、評価、公表を行う。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図ると共に、施設の整備状況等について評価・検討を行う。</p> <p data-bbox="136 951 1039 983">8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p data-bbox="219 999 338 1031">特になし</p>	<p data-bbox="1249 180 2116 360">河川改修や河川公園の整備を進め、水に親しめる環境を整備すると共に、河川愛護活動や自然観察などの屋外学習を推進する。また河川を利用し行われる「川下り」などのイベントや「灯籠流し」などの伝統行事を積極的に支援し、地域の活性化を図る。</p> <p data-bbox="1137 469 1310 501">6．計画期間</p> <p data-bbox="1220 517 1541 549">平成17年度～20年度</p> <p data-bbox="1137 660 1720 692">7．目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <p data-bbox="1220 708 2116 839">計画終了後に4の地域再生計画の目標に示す数値目標に照らし状況を調査し、評価、公表を行う。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図ると共に、施設の整備状況等について評価・検討を行う。</p> <p data-bbox="1137 951 2042 983">8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p data-bbox="1220 999 1339 1031">特になし</p>